

西予市 野村中学校  
避難所運営マニュアル

令和 2 年 12 月

# 目 次

---

## ◎事前の準備

- ・運営組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・避難所運営委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## ◎本編

1. 避難所運営の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 避難所の開設・施設利用計画（レイアウト）・・・・・・・・・・・・ 4
3. 避難所のルール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
4. 申し送り事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

## ◎参考資料

- 参考資料 1：テント、3～4人世帯の居住スペースを考慮した配置計画図  
参考資料 2：H30年西日本豪雨災害時の避難所写真  
参考資料 3：R2年10月2日実施：避難所運営ゲーム（HUG）結果整理

## ◎様式集

- 様式 1：避難収容施設被害状況チェックリスト（鉄筋コンクリート造用）  
様式 2：避難所状況報告書  
様式 3：避難者名簿  
様式 4：避難所ペット登録台帳  
様式 5：車両許可証

## ◎避難所の備蓄品

- ・備蓄品リスト

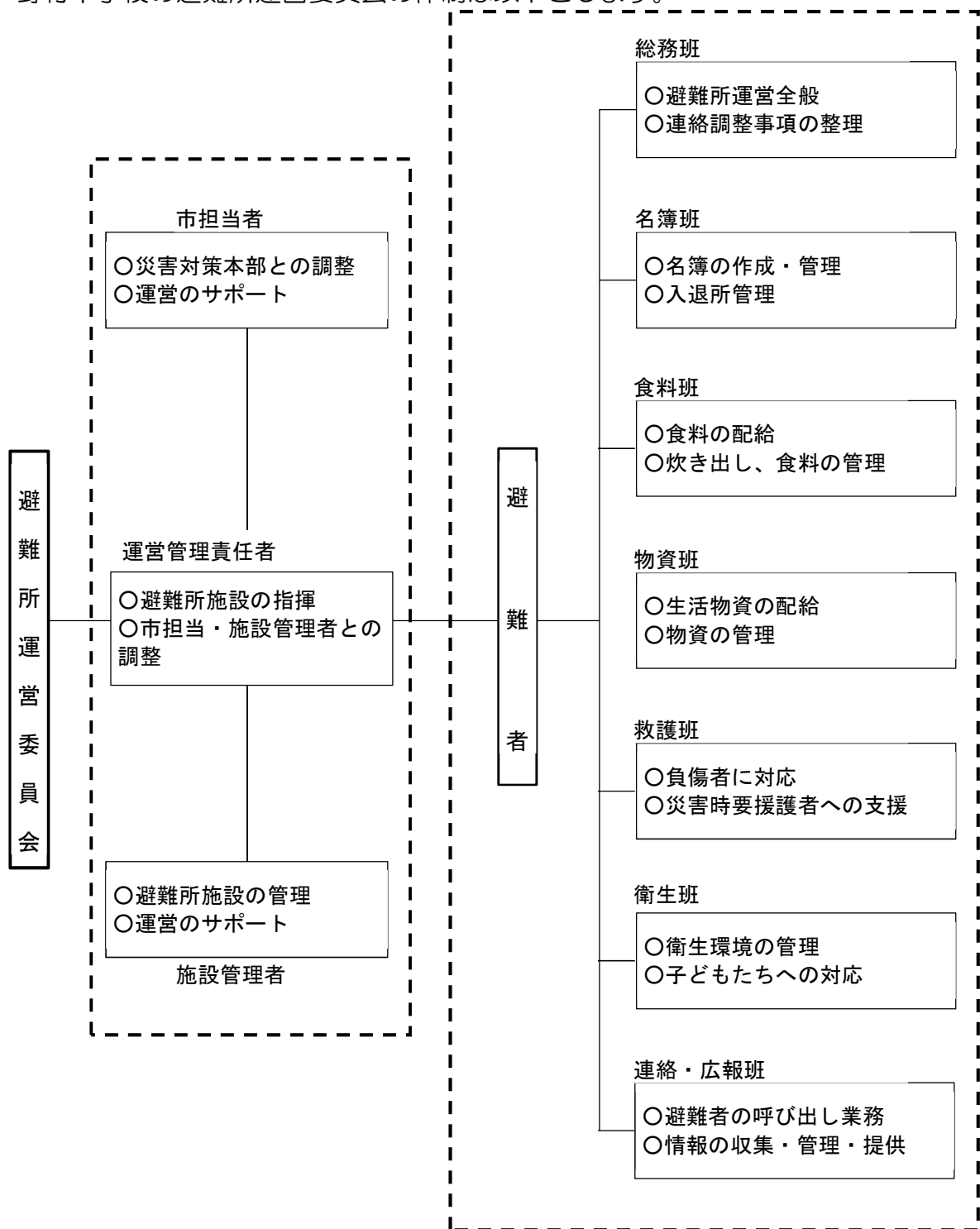
### -----このマニュアルの基本方針-----

- このマニュアルは、西予市が定める「西予市避難所運営マニュアル」に基づいたものです。
- 西予市では、以下の5つの方針に基づき、マニュアルの運用を行うものとしています。

- (1) 避難所は、地域の人々の安全を確保し、被災された方が生活再建を始めるための地域の防災拠点として機能することを目指します。
- (2) 避難所は、地域のライフラインが復旧する頃まで設置し、復旧後は速やかに閉鎖します。
- (3) 避難所では、避難生活の質の向上と要配慮者への配慮を行います。
- (4) 避難所では、避難者の自力再建を原則とします。
- (5) 災害対策本部は、避難所運営の支援を積極的に行います。

●運営組織図

野村中学校の避難所運営委員会の体制は以下とします。



●避難所運営委員名簿

避難所を運営するにあたり、事前に避難所運営委員を設置し、避難内のルールを協議し、決定していきます。協議する内容は

- ①避難所内のルールの決定、変更と避難者への周知
- ②避難者の要望、意見の取りまとめと対処方法の検討

です。また、女性の意見を取り入れるため、委員には女性を含めましょう。

名簿は年に一度（関係者が交代する4月など）確認してください。

野村中学校における避難所運営委員を次のとおりです。

野村中学校 避難所運営委員名簿

<運営管理責任者>

会 長		
副 会 長		
市担当者		
施設管理者		

<避難所活動班>

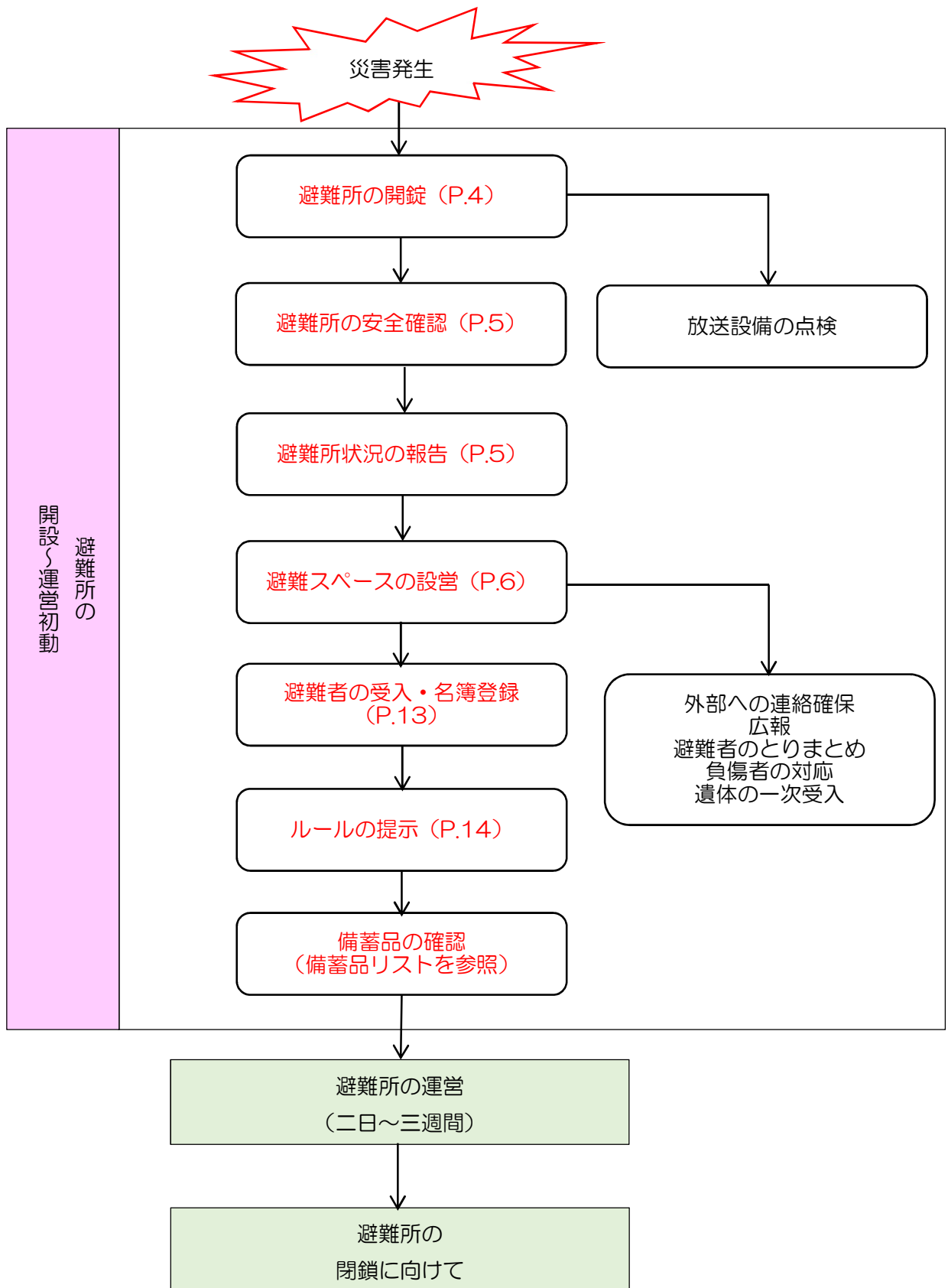
（各班長1名に◎印、副班長1名に○印を記入）

班 名	氏 名	組名	氏 名	組名	氏 名	組名
総務班						
名簿班						
食料班						
物資班						
救護班						
衛生班						
連絡・広報班						

要検討

# 1. 避難所開設の流れ

避難所の運営の流れは以下のフローに従ってください。



## 2. 避難所の開設・レイアウト

### (1) 避難所の開設

#### ●避難所の開設条件

災害	開設基準	開設担当者	備考
風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難準備・高齢者等避難開始の発令が想定される場合、又は発令を決定した場合</li> <li>● 自主避難の呼びかけを行う場合</li> <li>● 住民からの開設要請があった場合</li> <li>● 避難勧告、避難指示（緊急）の発令が想定される場合、又は発令を決定した場合</li> <li>● その他市長が必要と判断するとき</li> </ul>	平日昼 ⇒施設管理者  休日・夜間 ⇒市職員・自主防災組織	小学校、公民館を優先的に開設するため、中学校開設後に市から告示
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 震度5弱以下の地震で市長が必要と判断するとき</li> <li>● 震度5強以上の地震が発生したとき</li> <li>● その他市長が必要と判断するとき</li> </ul>	平日昼 ⇒施設管理者  休日・夜間 ⇒市職員・自主防災組織	

#### ●鍵の保持者と連絡先

スムーズな避難所の開設のために、下表の内容を事前に確認しておくことが求められています。年に一度（関係者が交代する4月など）確認してください。なお、下表は令和2年12月現在の状況を示しています。

施設名	西予市立 野村中学校
施設管理者	校長： 教頭：
開放する施設の鍵の所在	野村中学校職員室 TEL：
施設関係者が不在時 (体育館の鍵の所在)	野村公民館（TEL： ） 8：00～22：00 (備考) 風水害時には24時間対応可
	野村支所（TEL： ） 24時間対応可
市対策本部との通信手段	固定電話： 防災行政無線：職員室

※体育館の鍵の自治会への預託については今後検討が必要

## (2) 避難所開設前の安全確認

地震発生時には避難所を開設する前に、様式に基づき施設の安全を目視によって確認します。安全が確認されるまでは避難者には待機していただきますよう。

安全確認の項目は『様式 1』を参考にしてください。

## (3) 避難所状況の報告

避難所の安全確認後、市（災害対策本部）に『様式 2』を用いて第一報を発信しましょう。

第一報については“避難所の安全確認の結果（開設の可否）”を主とし、およそ 3 時間後に第 2 報、6 時間後に第 3 報を発信しましょう。

### 避難状況報告書の使用方法と注意事項

第 1 報～第 3 報は、同じ用紙に記入すること。

#### 第 1 報

- 避難所の安全確認後、速やかに第 1 報を災害対策本部に連絡しましょう。
- 主に“避難所の安全確認結果（開設の可否）”について報告しましょう。
- 「受信手段」は、避難所で受信可能な方法を選択して○印をつける。
- 避難所で F A X、電話が使用できないときは、伝令により災害対策本部へ連絡しましょう。
- 「周辺状況」で、被害等ある場合は、「緊急を要する事項」の欄に発生地名、状況を記入しましょう。
- 避難者からの聞き取りも行い記入しましょう。
- 避難者の「人数」「世帯数」は、様式 3 「避難者名簿」でも確認できます。

#### 第 2 報

- 避難所到着後概ね 3 時間以内に第 2 報を報告しましょう。
- 第 2 報では、避難者が増加しているか否か、受入能力を超えているか否かについても報告しましょう。

#### 第 3 報

- 避難所到着後概ね 6 時間以内に第 3 報を報告しましょう。
- 報告すべき内容は第 2 報と同様です。
- 避難所を閉鎖した場合には、この様式により速やかに報告しましょう。

#### (4) 施設利用計画

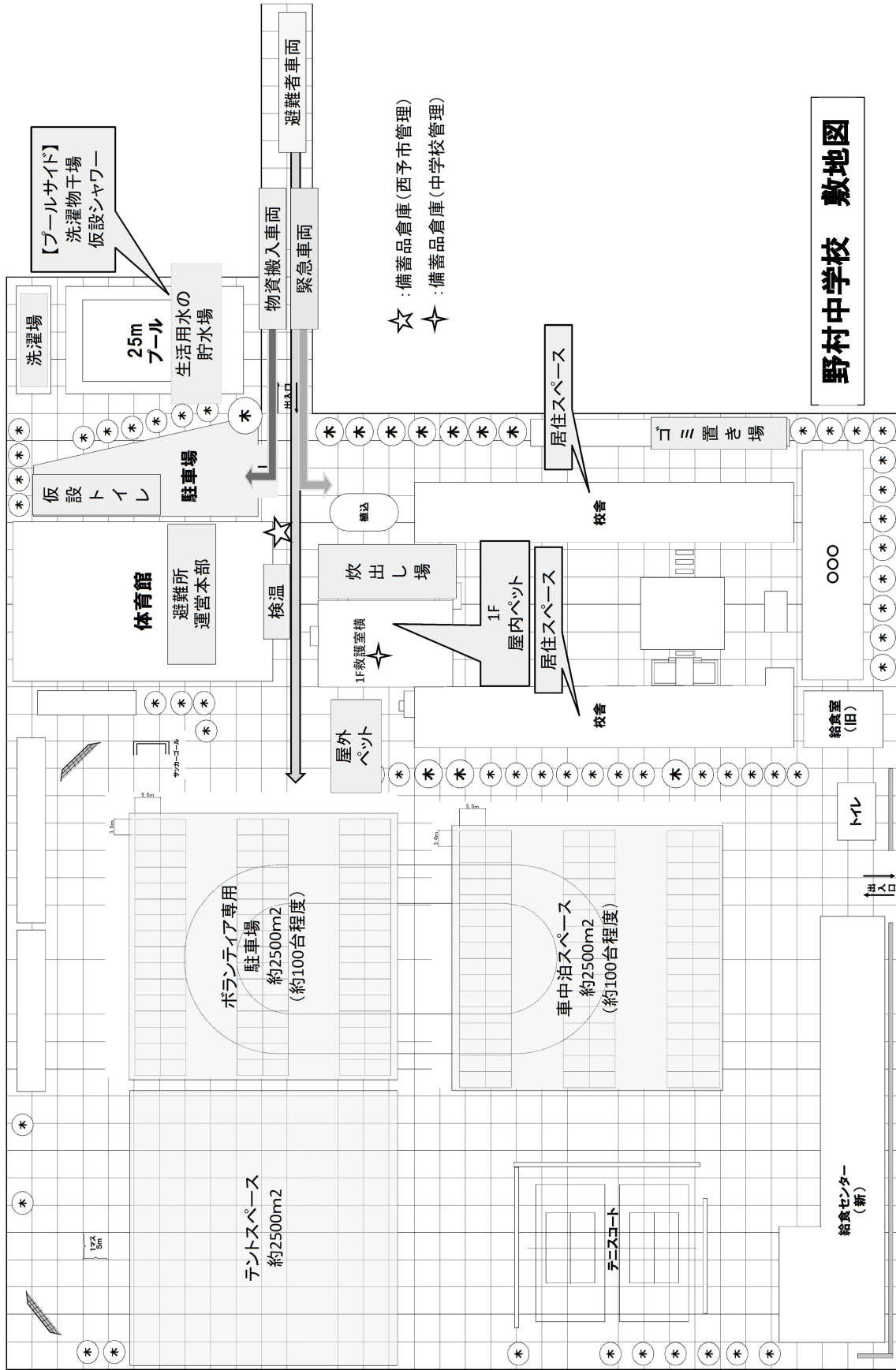
避難所運営を行うために必要なスペース利用目的を一覧で示します。

この避難所は中学校のため校舎内の部屋は利用されているかもしれませんが。校舎内の利用は学校関係者と相談し設営してください。

また、施設の被災状況を確認も行き、適宜開設してください。

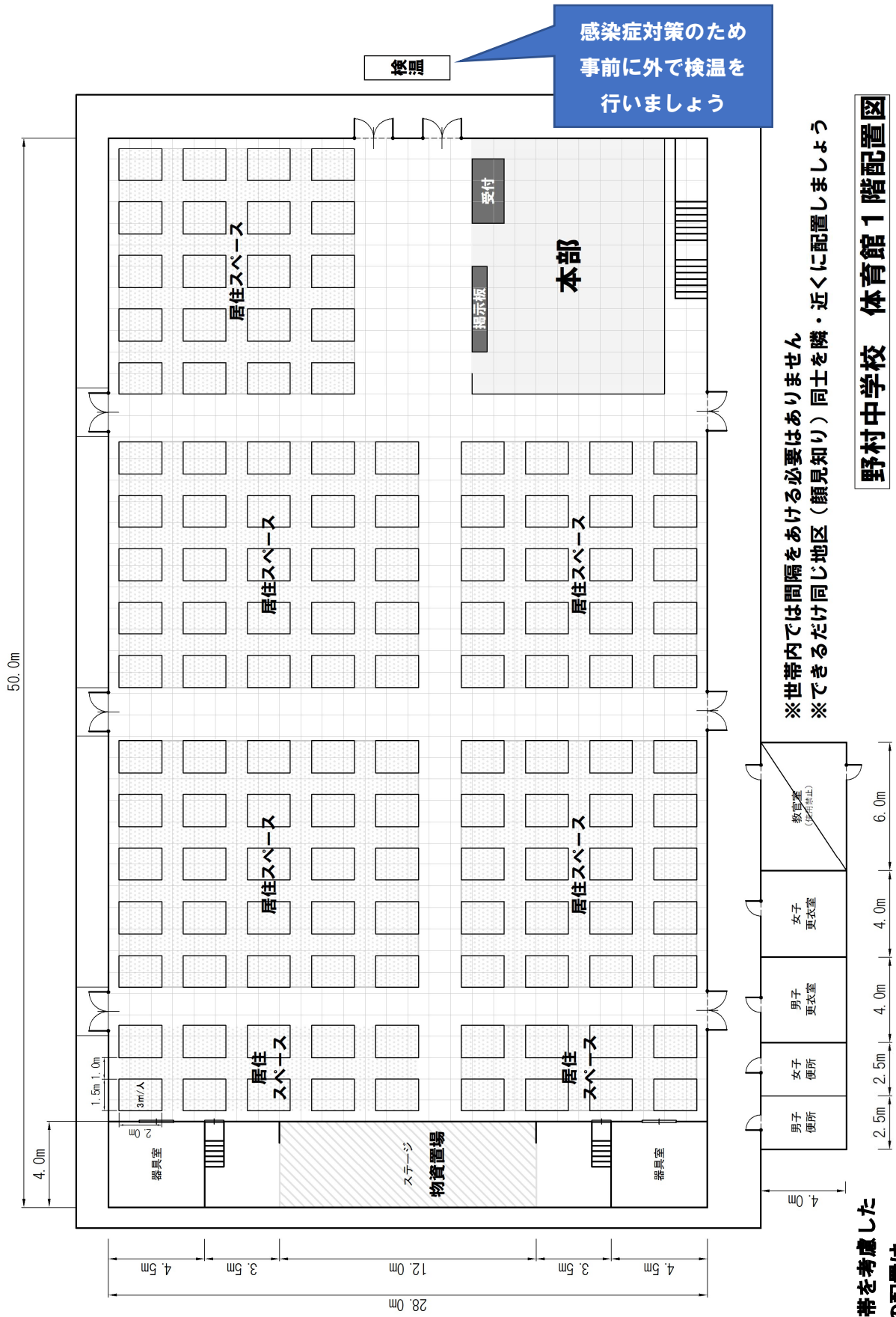
No.	小規模 災害	大規模 災害	利用目的	利用予定場所
1	○	○	運営本部	体育館入口
2	○	○	受付	体育館入口
3	○	○	情報掲示場所	体育館入口
4		○	物資置場	体育館ステージ
5	○	○	居住スペース（一般）	体育館 1 階
6	○	○	居住スペース （乳幼児未就学児世帯）	体育館 2 階
7	○	○	キッズスペース	体育館 2 階
8		○	救護室	校舎 1 階（保健室）
9		○	居住スペース（要配慮者）	校舎 1 階
10		○	居住スペース （体調不良者）	校舎 1 階
11	○	○	居住スペース （感染症患者）	校舎 1 階
12		○	屋内ペット	校舎 1 階
13		○	居住スペース（乳幼児）	校舎 2 階（和室）
14		○	居住スペース（一般）	校舎 2 階&3 階
15		○	屋外ペット	校舎裏（運動場側）
16		○	車中泊スペース	運動場
17		○	テントスペース	運動場
18		○	ボランティア駐車場	運動場
19		○	炊き出し場	職員室階段下
20		○	洗濯場	プール更衣室
21		○	洗濯物干場	プールサイド
22		○	仮設シャワー	プールサイド
23		○	仮設トイレ	体育館横駐輪場
24		○	トイレ	体育館横、校舎各フロア
25	○	○	更衣室	体育館横
26	○	○	授乳室	女子更衣室
27		○	ゴミ出し場	駐輪場





☆ : 備蓄品倉庫 (西予市管理)  
 ☆ : 備蓄品倉庫 (中学校管理)

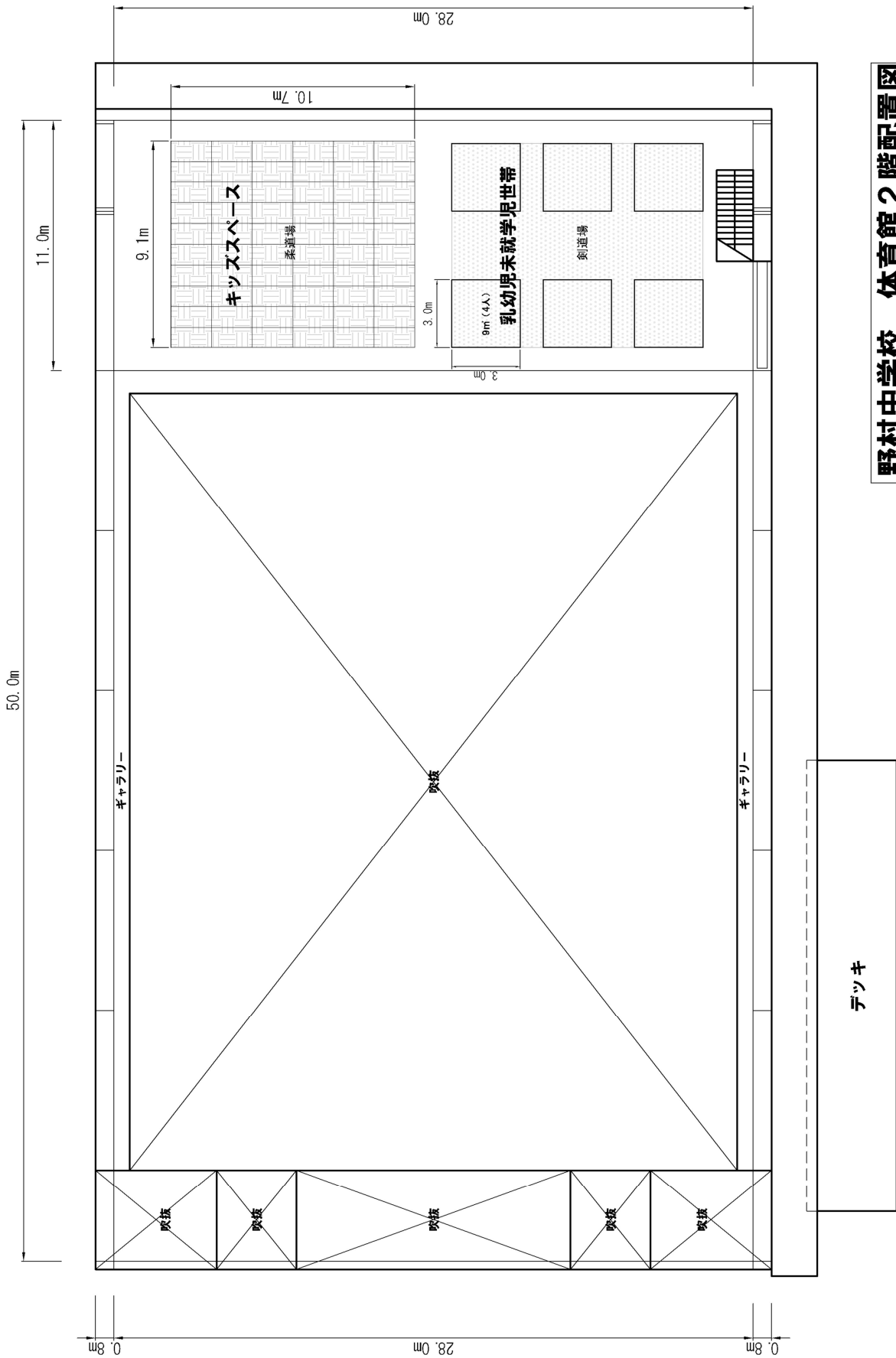
野村中学校 敷地図



**野村中学校 体育館 1階配置図**

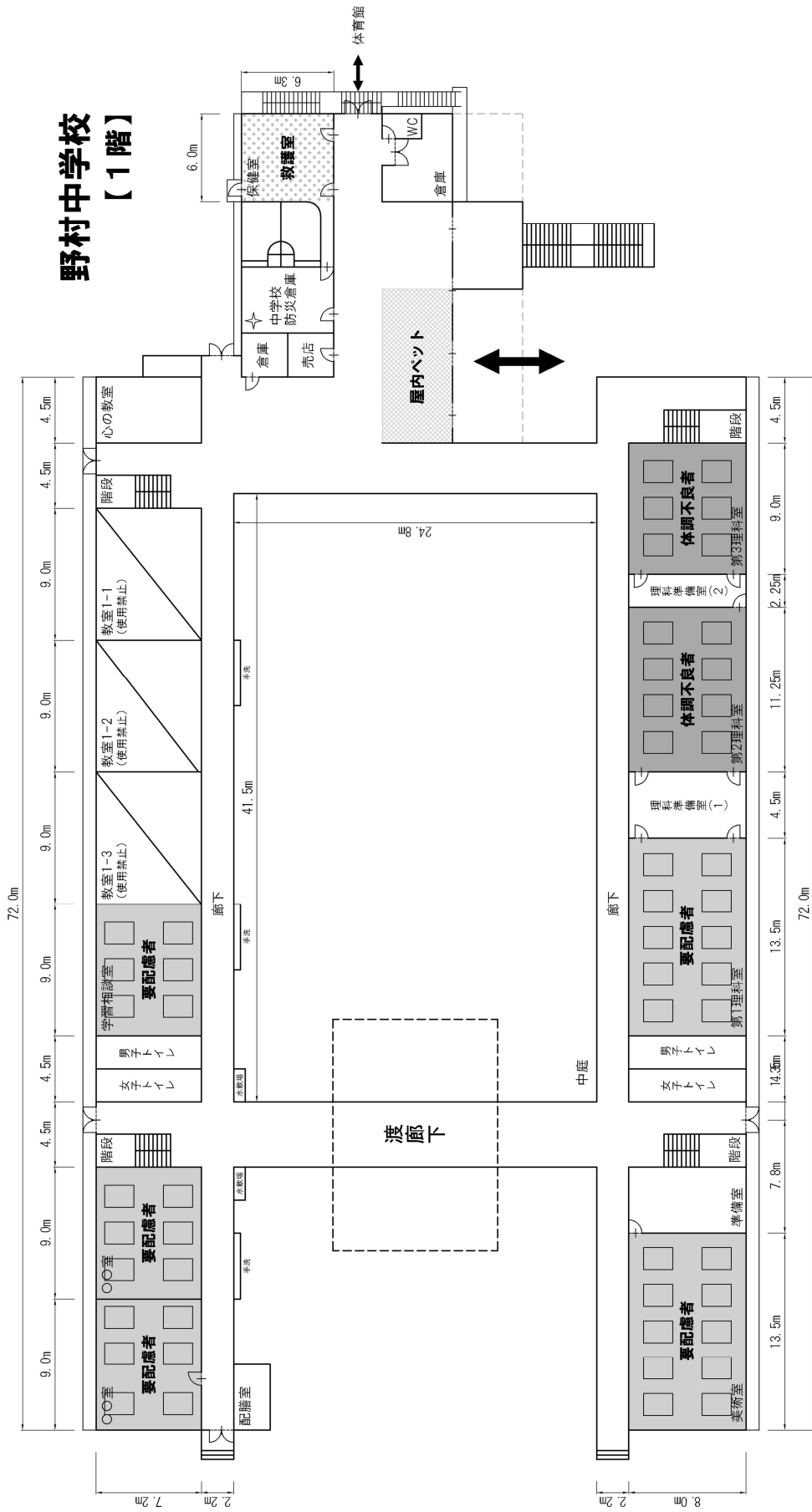
※世帯内では間隔をあける必要はありません  
 ※できるだけ同じ地区（顔見知り）同士を隣・近くに配置しましょう

テントや3~4人世帯を考慮した  
 居住スペースの配置は  
 参考資料1を参考にしてください。

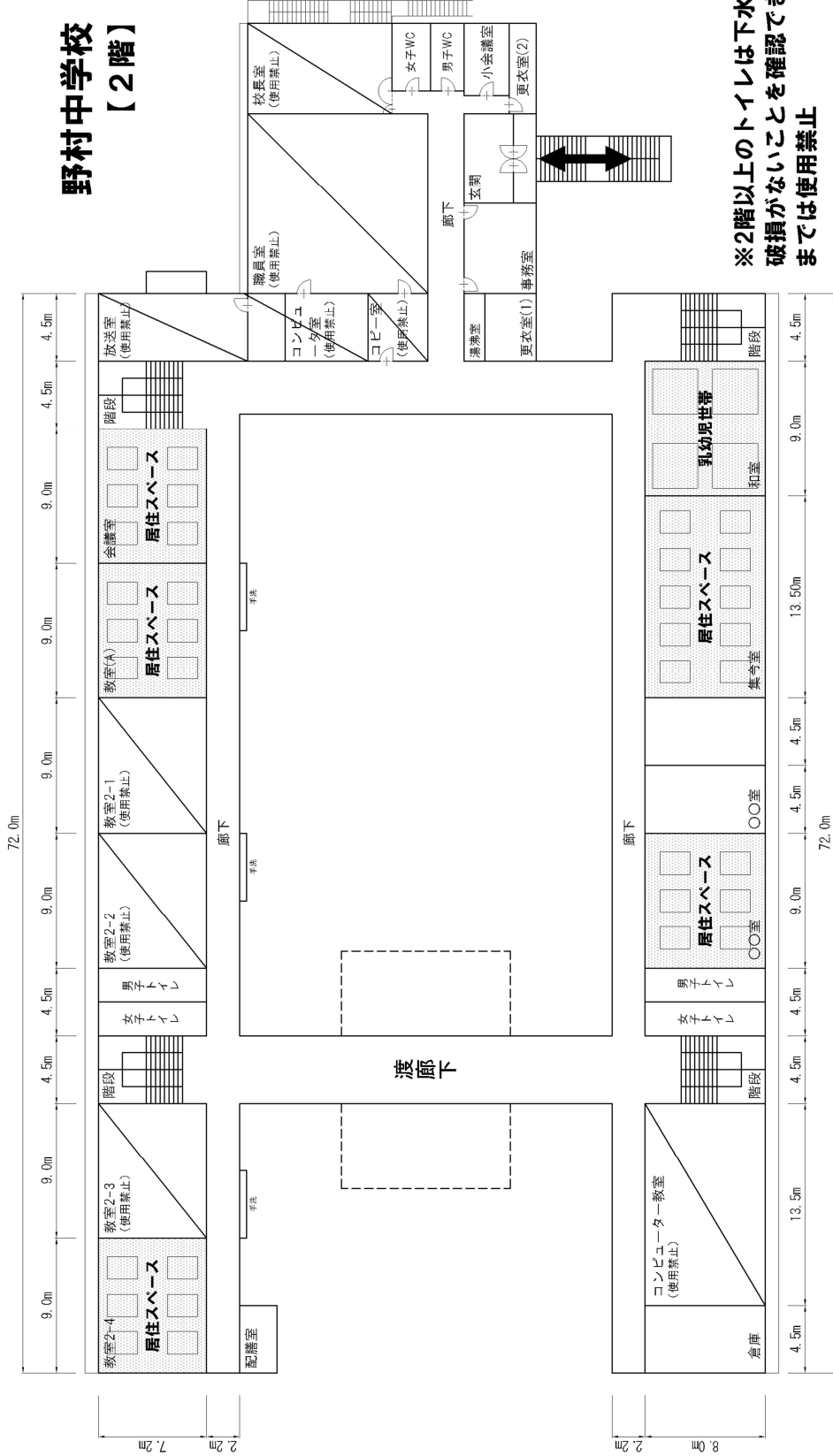


野村中学校 体育館 2階配置図

# 野村中学校 【1階】

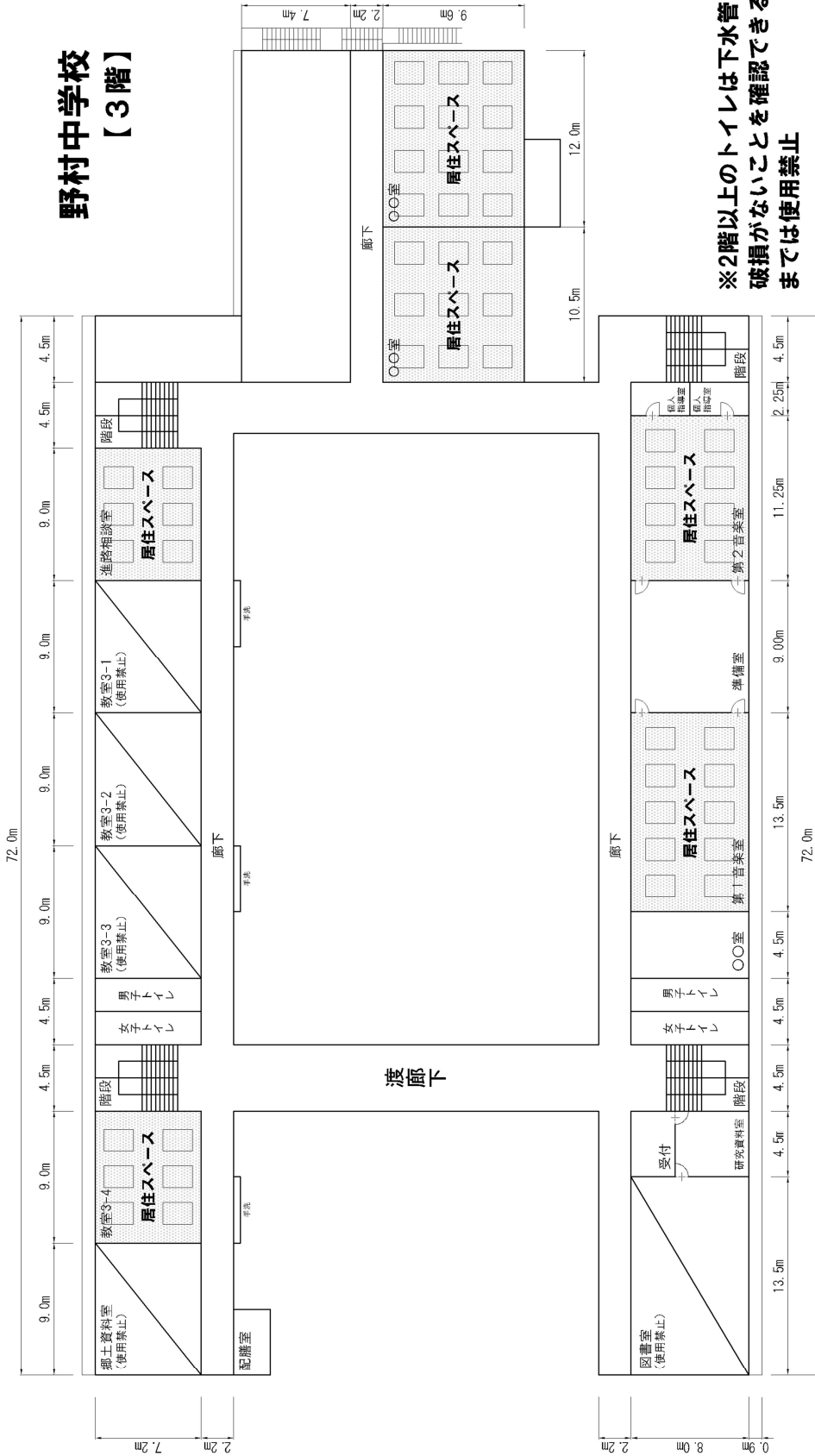


# 野村中学校 【2階】



※2階以上のトイレは下水管の破損がないことを確認できるまでは使用禁止

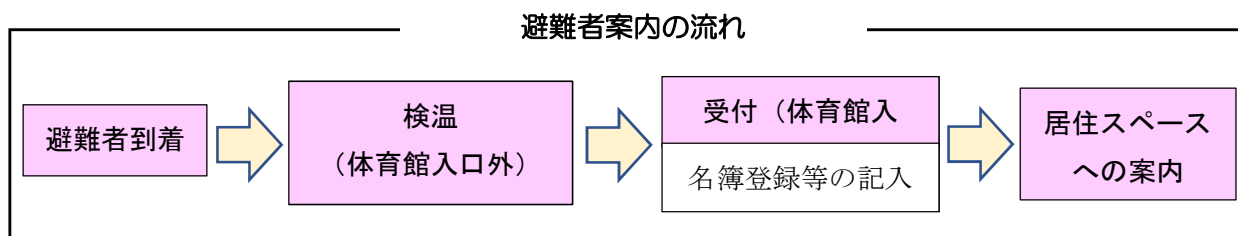
# 野村中学校 【3階】



※2階以上のトイレは下水管の  
破損がないことを確認できる  
までは使用禁止

## (5) 避難者の受入、名簿登録

避難者の対応の受け入れを、以下の図『避難者案内の流れ』を参考におこなってください。



### ★検温（体育館入口外）

- ・感染症対策のため、事前に屋外で検温を実施してください。

### ★受付（体育館入口）

- ・名簿登録等の記入

各世帯：『避難者名簿（様式3）』

ペット連れ：『避難所ペット登録台帳（様式4）』

- ・車中泊や車で避難された方

→『車両許可証（様式5）』に記入いただき、ダッシュボードの上に置いてもらいましょう。

### ★居住スペースへの案内

以下の事項に注意してください。

- ・居住スペースは3m<sup>2</sup>/人（2.0m×1.5m）とし、感染症対策のため世帯間は1.0mの間隔を開けましょう。なお、世帯内では間隔を開ける必要はありません。  
テントを活用する場合は、世帯間での間隔を開ける必要はありません。  
（※参考資料1を参照）  
より多くの方が避難できるように協力しあいましょう。
- ・できるだけ同じ地区（顔見知り）どうしを近くに配置しましょう。
- ・乳幼児や未就学児、要配慮者がいる世帯は配置に注意が必要です。
- ・体調不良者や感染症患者は感染防止のため感染症患者専用の部屋へ誘導しましょう。

### 3. 避難所のルール

次頁以降に避難所のルール（例）を示します。

避難所でのルールを含めて、災害情報や復旧情報など、避難者全員で供用すべき情報は、掲示板の設置やネット回線が確保できている場合にはLINEなどのSNSも利用して、情報共有に努めましょう。



図 平成30年7月豪雨における避難所（野村小学校）での掲示板

#### 【ルールの一覧】

- (1) 共同生活上のルール
- (2) トイレ使用のルール
- (3) 火気使用のルール
- (4) 夜間の警備体制のルール
- (5) 食料配付のルール
- (6) ペット飼育のルール
- (7) 授乳及びおむつ替えのルール
- (8) 発電機の使用ルール
- (9) 感染症予防のためのルール



(1) 共同生活上のルール

区 分	内 容
生 活 時 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 起床時間：           時           分</li> <li>● 消灯時間：           時           分</li> <li>    *起床時間前、消灯時間後の大声での会話はご遠慮ください。</li> <li>    *廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。</li> <li>    *職員室などは、防犯のため点灯したままとします。</li> <li>● 食事時間：   朝食：           時           分</li> <li>                  昼食：           時           分</li> <li>                  夕食：           時           分</li> <li>    *食料の配布は、居住組単位で行います。</li> <li>● 放送時間：           時で終了します。</li> <li>● 電話受信：午前           時から午後           時</li> <li>    *放送で呼び出しを行い、伝言を渡します。</li> </ul>
清           掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 世帯単位の割当スペースについては、原則として世帯ごとに責任を持って清掃します。</li> <li>● 世帯スペース間の通路など、居住組単位で共用する部分については、相互に協力して清掃します。</li> <li>● 避難所全体で使用する共用部分については、衛生班の指示に従って、避難者全員で協力して実施します。</li> <li>● トイレについては、使用ルールを厳守し、環境美化に協力してください。</li> </ul>
洗           濯	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 洗濯は原則として、世帯単位で行ってください。</li> <li>● 洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、各人の良識に基づいて使用し、長時間の占用を避け、他人の迷惑にならないようにしてください。</li> </ul>
ご み 処 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 世帯ごとに発生したごみは、原則として、それぞれの世帯が共有のごみ捨て場に搬入します。</li> <li>● 共同作業で発生したごみは、その作業を担当した人達が責任をもって捨てます。</li> <li>● ごみの分別を行ってください。</li> </ul>
プライバシーの 保           護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居住スペース及び世帯スペースは、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったり覗いたりしないようにします。</li> <li>● 居室内での個人のテレビ・ラジオは、周囲の迷惑にならないよう、使用する場合には、イヤホンを使用してください。</li> <li>● 携帯電話は、居住スペースではマナーモードにし、特に夜間は居室内で使用しないでください。</li> </ul>

## (2) トイレ使用のルール

女性や子供がトイレに行く際には、防犯ブザーの携帯または複数人でいきましょう。

### 1 災害発生時から設備点検まで または 下水道が使用できない場合

- \* 組み立て式仮設トイレを使用します。
- \* 使用する際は、中に人がいないか一声かけて確認しましょう。
- \* トイレを使用する際は、使用していることがわかるよう、入口にある札を「使用中」にしてから入りましょう。
- \* 和式トイレの上板（便器にまたがる部分）は、2人以上が乗って使用しないでください。介添えが必要な方は、洋式のトイレを使用してください。
- \* 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- \* 排泄物は排泄物用のゴミ袋等、必ず所定の場所に捨てましょう。ゴミ袋がたまってきたら、気づいた人が環境・衛生班に報告してください。

### 2 下水道は使用できるが、上水道が使用できない場

- \* 施設のトイレを使用またはマンホールトイレを使用します。
- \* プールの水や応急給水栓の水を流し用にポリバケツに汲み置きし使用します。
- \* 近所での水汲みが可能であれば水を流し用にポリバケツに汲み置きし使用します。
- \* トイレットペーパーは、詰まる可能性がありますので、便器に流さず、備え付けのごみ箱に捨ててください。捨てた後は、悪臭防止のため必ずふたを閉めてください。
- \* トイレを使用したら、ポリバケツに汲み置きした水（流し用）を一度タンクに入れて、レバーを引いて流してください。
- \* 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- \* ポリバケツに汲み置きした水は、手洗いには使用しないでください。  
⇒手洗いは、手洗い場に備えつけてある水（手洗い用）を使用してください。  
⇒大勢が使用する水ですので、節水を心がけましょう。
- \* 水汲みやトイレ掃除は、避難者全員において、当番制で行います。組ごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。水がなくなりそうな場合は、当番にかかわらず、気づいた人たちで協力して水汲みを行いましょう。

### 3 下水道および上水道共に使用できる場合

- \* 施設のトイレを使用します。
- \* 地震後にトイレットペーパーを流すと、詰まる可能性がありますので、便器に流さず、備え付けのごみ箱に捨ててください。捨てた後は、悪臭防止のため必ずふたを閉めてください。風水害時は流して構いません。
- \* 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。

### (3) 火気使用のルール

- \* 避難所で火気を使用するスペースは原則として（炊き出し場）と屋内は（ ）とします。
  - 居住スペースでの火気の使用は行わないでください。
  - 個人のカセットコンロを使用する際も（ ）室で使用してください。
  - 火気を使用する際は、消火バケツや消火器を用意して使用ください。
- \* 夜間（ ）時以降は、避難所内で火気を使用しないでください。  
使用する必要がある場合は、安全衛生部に申し出てください。
- \* 居住スペースで使用するストーブは、居住組で責任を持って管理してください。  
燃料を交換する際は、物資調達部に申し出てください。
- \* ストーブの周りには、燃えるものを置かないでください。
- \* 避難所内（中学校内）は禁煙です。
  - 喫煙されたい方は運営委員に相談ください。

### (4) 夜間の警備体制のルール

- \* 夜間、共有部分は消灯せず、（ ）時に居住スペースのみ消灯しますので、ご協力ください。
- \* 夜間は不審者の侵入を防止するために、（体育館横）の入口と（校舎）の入口以外を施錠しますので、ご協力ください。  
緊急時には他の入口も開放しますが、あわてず指示に従って行動してください。
- \* 夜間は避難所受付に当直者を配置し、また、防火防犯のために避難所内の巡回を行いますので、緊急時や何かあった際には、そちらまで一声かけてください。
- \* 当直は交代制で行います。皆さんの協力を得ながら行いますのでご協力ください。

## (5) 食料配付のルール

- \* 食料・物資・水などは公平に分配します。
- \* 食料の受取時・配布時は必ず手洗いか、手指消毒をし配布者はできるだけ、使い捨て手袋をしましょう。
- \* 食料を受取り、保管するときには期限や保管方法を確認し、適切に管理します。弁当等腐敗しやすい食品は冷蔵庫で、冷蔵庫がない場合はできるだけ涼しいところで保管します。
- \* 食料配布時は期限表示を再確認し、期限内に消費するように注意喚起してください。
- \* 調理品は、取り置きできませんので調理後（        ）時間までしか配布しません。
- \* 数量が不足する物資などは、子供、妊産婦、高齢者、障がい者、大人の順に配布します。
- \* 食料は、原則毎日 ..... 時頃に、場所は .....炊き出し場..... で配布しますので、秩序を守って食料・物資班の指示に従い受け取ってください。
- \* 食料品の中の原材料（卵・小麦・そば・落花生・乳・えび・かに等）でアレルギーを起こす場合があるので、配布の際には、食物アレルギーをお持ちの方への注意喚起をしてください。

## (6) ペット飼育のルール

避難所では、多くの人たちが共同生活を送っています。  
ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

※なお、身体障がい者の補助犬である盲導犬、介助犬、聴導犬などはペットではなく、

ペットの存在は、飼い主にとっては気にならないことでも、臭い、排泄物、鳴き声などから他の人には過度なストレスとなります。

避難所で人と共存するには、一定のルールを設けるなど、トラブルにならないように配慮が必要です。

- \* 避難所の居住スペース部分には、原則としてペットの持ち込みは禁止します。
- \* ペットには迷子札を装着し、避難所敷地内の屋外部分にペットスペースを設け、ケージやキャリーケース等を使用して飼育します。
- \* ペットの苦情及び危害防止に努めてください。
- \* 校庭等での放し飼いを禁止します。
- \* ペットの飼育及び飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理します。また、散歩時の排泄物の管理も同様とします。
- \* 大型動物・危険動物・蛇などの爬虫類の同行を原則禁止します。
- \* 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- \* 飼育困難な場合は、衛生班に相談してください。
- \* ペットの飼い主（飼育者）は、ペットの情報を『様式4』記載し、飼育者名簿を安全衛生部長に提出します。

「身体障害者補助犬法」により、公共的施設での同伴を認められています。ただし、避難所内に同行することにより、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は、身体障がい者と補助犬に別室を準備する必要があります。

### (7) 授乳及びおむつ替えのルール

- \* おむつ替えの場所を体育館2F（キッズスペース）または校舎2階（和室）に設置しておりますので活用してください。
- \* 授乳室は体育館横の女子更衣室とします。授乳室については、男性の立ち入りを禁止します。
- \* おむつについては、悪臭防止・感染予防のため、小さいビニール袋に入れてから所定のごみ・資源集積場に捨ててください。

### (8) 発電機の使用ルール

- \* 停電している場合は、発電機を使用します。
- \* 発電機は（市管理の防災倉庫）に（1）台あります。燃料の残量と発電機の発電量に気を付けて使用しましょう。
- \* 発電した電気の優先順位は、以下の通りとします。
  - ①（照明）※夜間
  - ②（運営委員の情報通信機器）・・・1日（ ）分まで
  - ③（調理器具）
  - ④（要配慮者居住スペースの暖房）※冬季
  - ⑤（個人の情報通信機器）・・・1人1日（ ）分まで。

## (9) 感染症予防のためのルール

- \* 食事の前・トイレの後は手を洗ってください。  
水の確保が困難な場合は、手指消毒用アルコールで消毒しましょう。
- \* 炊き出しや配食のときは、手洗いし、使い捨て手袋及びマスクを装着しましょう。  
水の確保が困難な場合は、手指消毒用アルコールで消毒し、使い捨て手袋及びマスクを着用しましょう。
- \* 屋外・室内の履物は履き替えましょう。  
また、室内トイレを使用の際はトイレ用の履物を利用しましょう。
- \* トイレ内の消毒等、避難所内で協力し合い必要な環境消毒（次亜塩素酸ナトリウム）を行いましょう。
- \* 嘔吐者が出た場合は、吐物や床を次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、嘔吐等で汚染した衣類も感染源となるため、脱いだ衣類をビニール袋に入れるなどの措置を行ってください。
- \* 咳が出る場合は、マスクを着用し「咳エチケット」を守り、受診について相談しましょう。
- \* 咳や、嘔吐・下痢が続く場合は、避難所運営本部に申し出てください。
- \* 発熱・長引く咳等、感染症が疑われる場合は、受診につなげるとともに、避難所内で個室を確保するようにしましょう。  
※感染者の入浴は避けるか、最後に入浴するなどの配慮をしましょう。（入浴施設が整った場合）

愛媛県では「避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を定めていますので、併せて参考にしてください。

## 4. 申し送り事項

### (1) アンケート結果、地元住民の意見

平成30年西日本豪雨の際に、避難所に避難していた方に『避難所への要望』についてアンケート調査を実施しました。その調査結果を以下に列記します。

この調査結果を参考に、より良い避難所生活の構築に向けて、運営方法や備蓄品を検討していきしょう。

より良い避難所の運営となるように今後、対策や改善を行うように努めましょう。特に要配慮者用のベッドが不足すると予想されるため、備蓄品リストへの追加を十分に検討しましょう。

#### ●アンケート結果

- ・仮設トイレの設置数を増やしてほしい
- ・集落、地域性で配置を分けてほしい
- ・プライバシーを確保ほしい
- ・情報開示（ラインでの情報開示も）をしてほしい
- ・シャワー、お風呂の設置をしてほしい
- ・着替えが不足していた
- ・洗濯機の設置してほしい
- ・早朝からのおしゃべりが気になる
- ・相談窓口、カウンセラーの配置してほしい
- ・食事の栄養バランスを考慮してほしい
- ・医療品準備しておいてほしい

#### ●地元住民の意見（避難所運営マニュアル作成に伴うワークショップにて）

- ・飲料水がほしい
- ・発電機がほしい
- ・毛布がほしい
- ・土嚢がほしい
- ・しきり、パーテンションがほしい
- ・マットがほしい
- ・ペットスペースがほしい
- ・扇風機（夏場）がほしい
- ・防犯ブザー（女性、子供の夜間時のお手洗い時など）がほしい
- ・スリッパ（感染症対策）がほしい
- ・長靴がほしい
- ・要配慮者用のベッドがほしい



## (2) テントを用いた居住スペースの確保について

感染症対策やプライバシー対策、防寒対策などの観点から、テントの活用を推奨します。

また、テントを活用することにより、世帯間の間隔が不必要になるため、より多くの人が避難できるようになります。

テントを用いた居住スペースを確保する上での注意点を以下にあげます。

- 各世帯にあらかじめ自助としてテントを備えておくことを周知する。
- テントで床を傷つけないようにブルーシートを敷く必要があるため備蓄品として確保しておくこと。

※テントを用いた居住スペースの確保、3～4人世帯の居住スペースを考慮した配置検討図を参考資料 1 に添付します。

## (3) 検温について

避難者の受入の際、感染症対策のため受付の前に検温を済ませましょう。体温計は非接触式のものを推奨します。備蓄品として検討しましょう。

## (4) 事前の避難準備

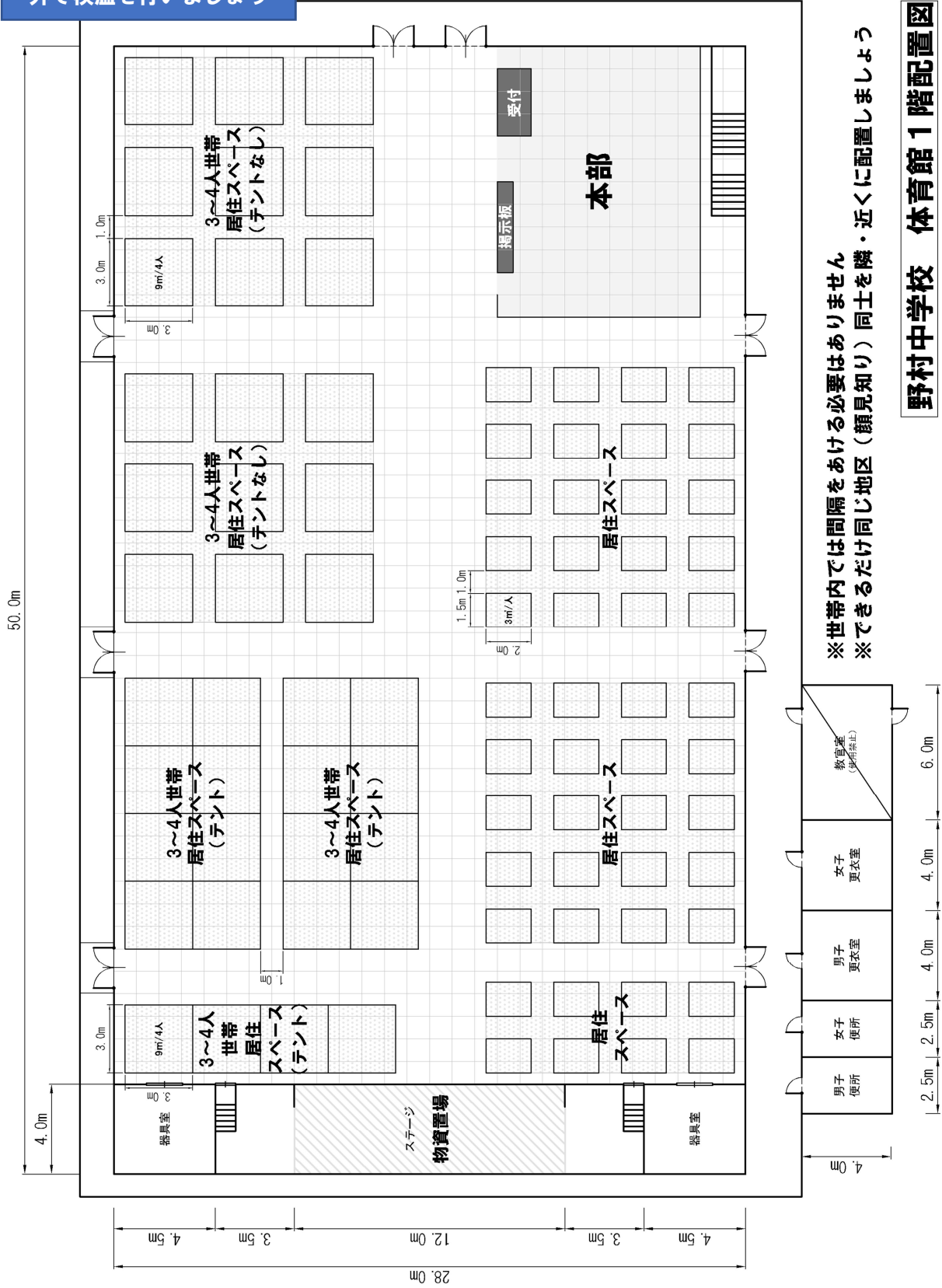
- 避難所での受付の混雑を避けるため、避難者名簿の全戸配布を検討しましょう。
- 様式や筆記用具、必要となる掲示物（「受付」「物資置き場」など）を防災倉庫に保管しておきましょう。

## ◎ 參考資料

参考資料 1：テント、3～4人世帯の居住スペースを考慮した配置計画図

感染症対策のため事前に  
外で検温を行いましょう

検温



※世帯内では間隔をあける必要はありません  
※できるだけ同じ地区（顔見知り）同士を隣・近くに配置しましょう

野村中学校 体育館 1階配置図



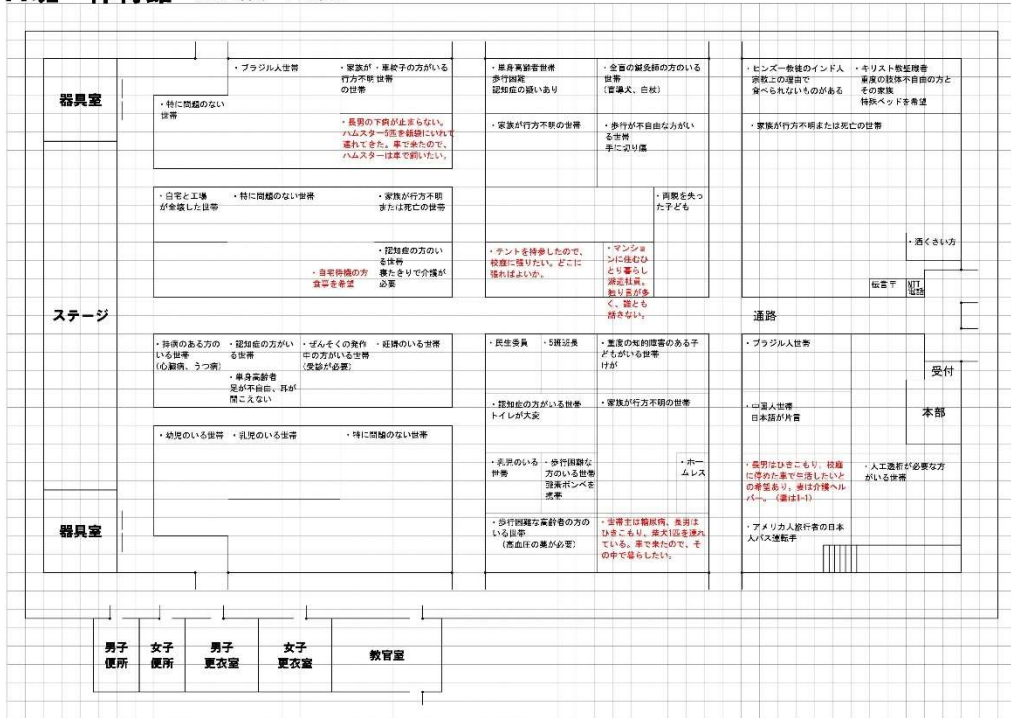
避難所全体の様子（体育館）



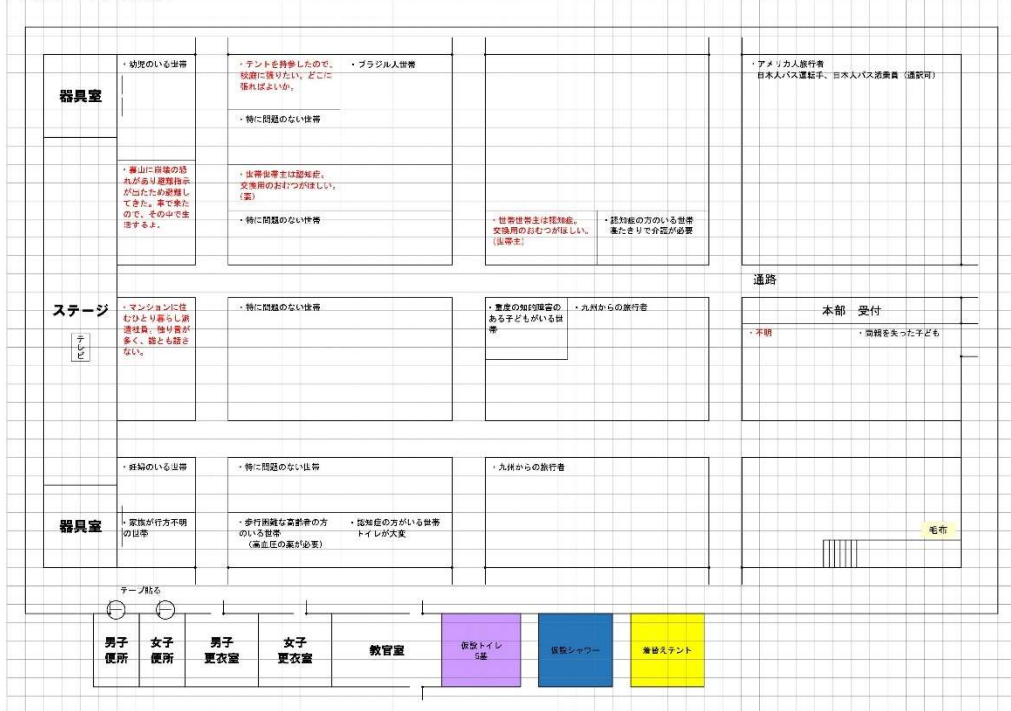
避難スペース



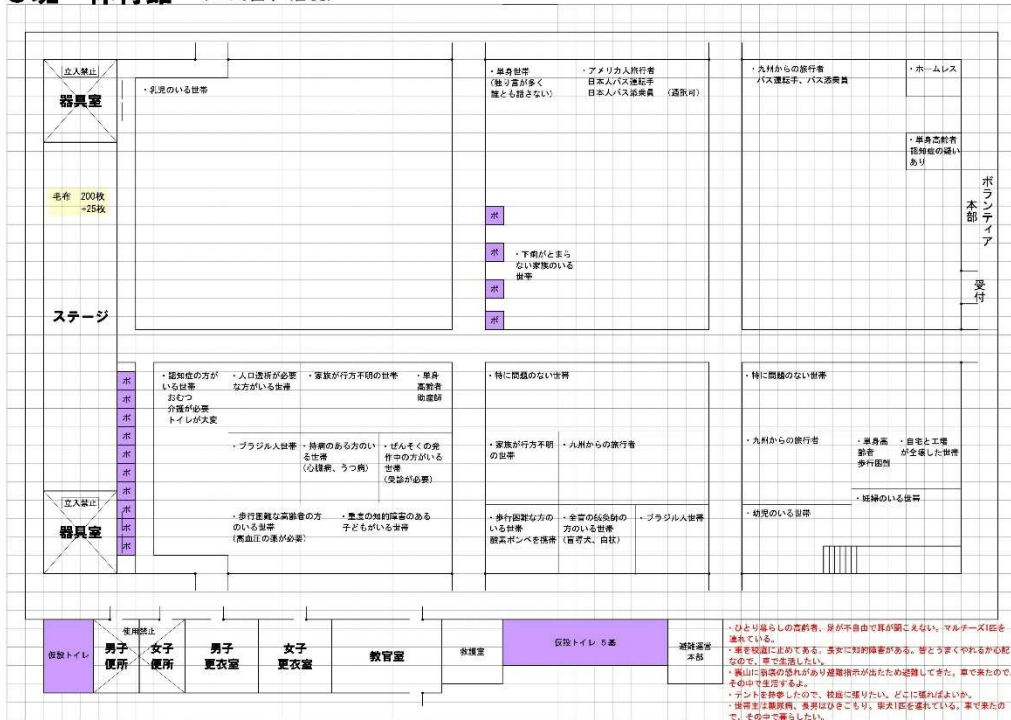
### A班 体育館 (石久保、下氏宮)



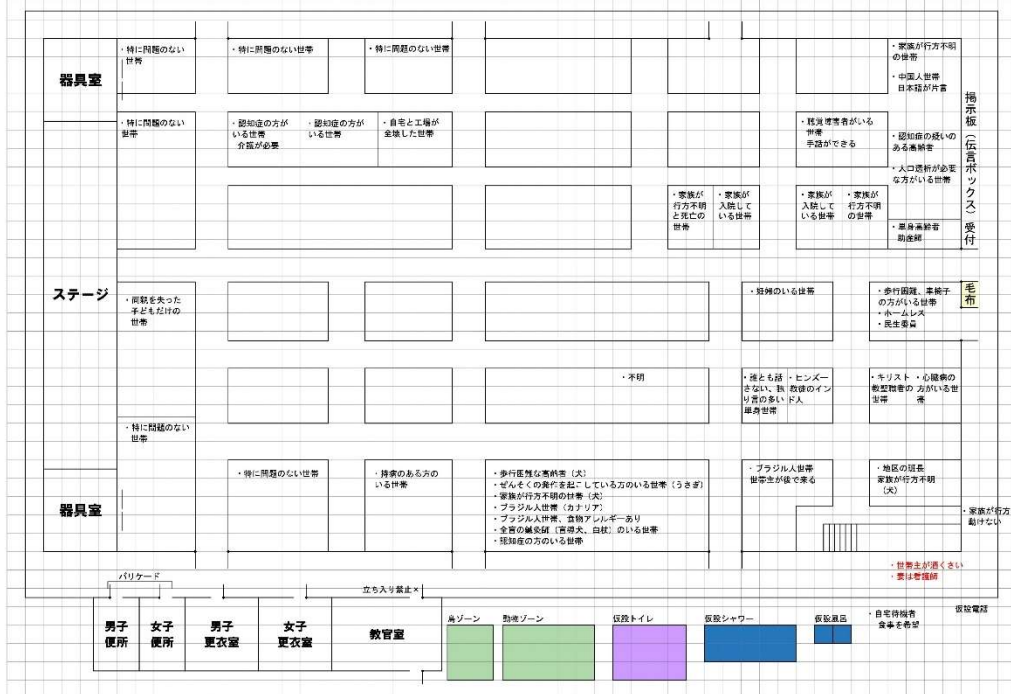
### B班 体育館 (竹の内、三島町)



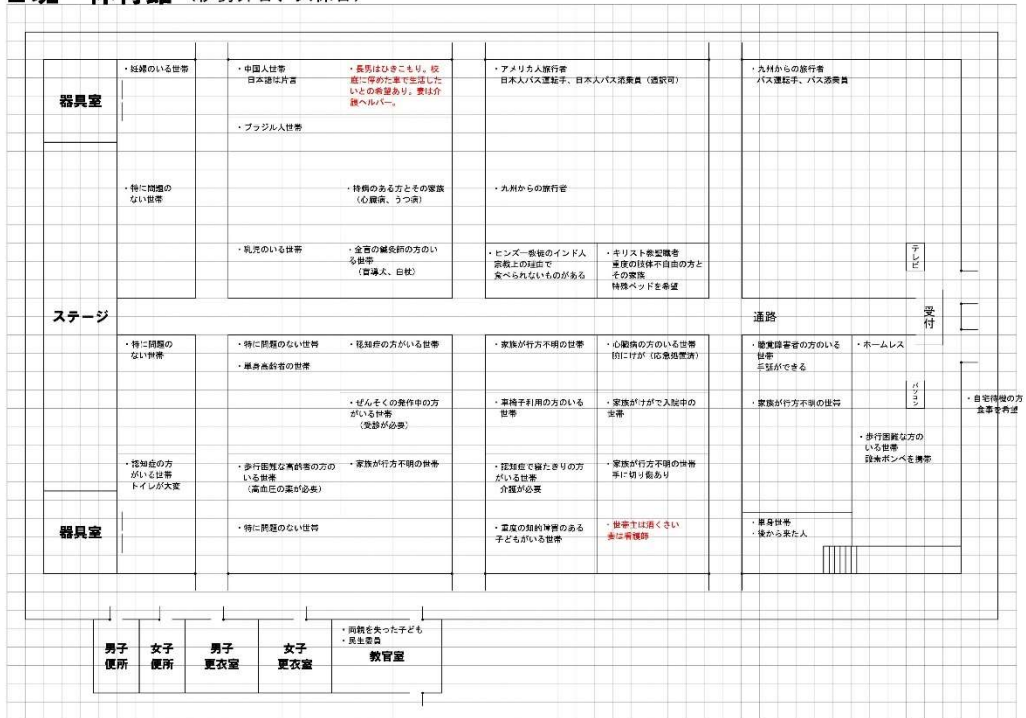
### C班 体育館 (上氏宮、権現)



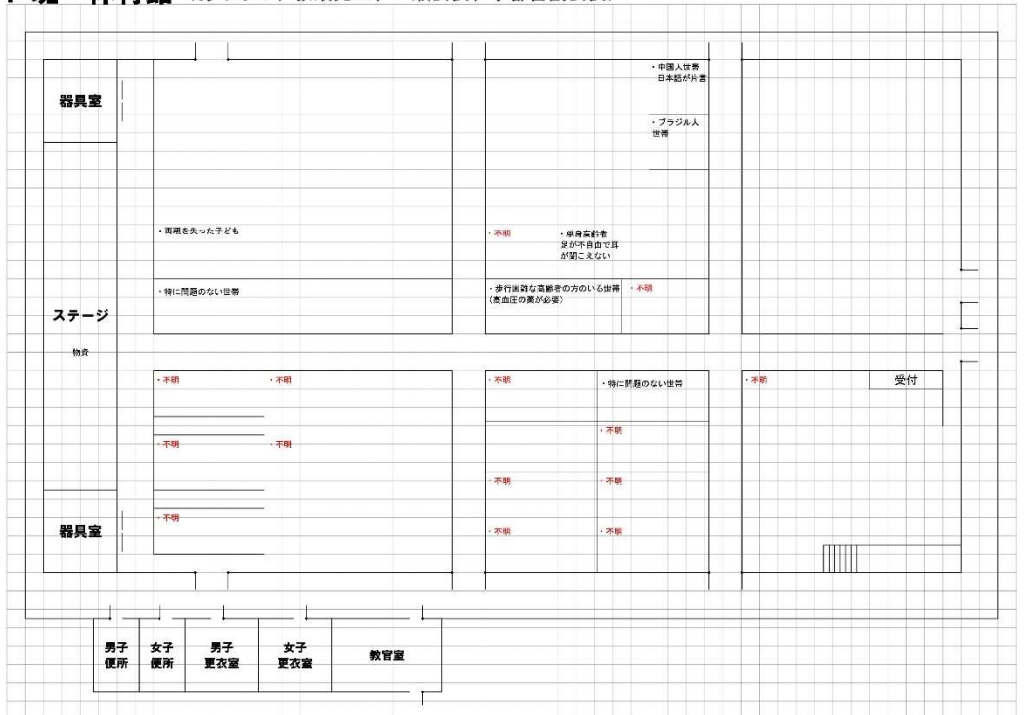
### D班 体育館 (峰、緑ヶ丘)



## E班 体育館 (伊勢井谷、久保谷)



## F班 体育館 (あけぼの、教頭先生、三瀬会長、宇都宮副会長)





# ◎ 様式集

避難収容施設被害状況チェックリスト（鉄筋コンクリート造用）

1. 建物概要			
施設名称：		_____	
所在地：		_____ 建設年：_____	
2. 次の質問に該当するところに○をつけてください。			
質問 1. 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂、液状化などが生じましたか？			
A 生じていない。			
B 生じた。			
C ひどく生じた。			
質問 2. 建物が沈下しましたか。あるいは、建物周辺の地面が沈下しましたか？			
A 沈下していない。			
B 沈下は数cm程度と少ない。			
C 沈下は10cm以上である。			
質問 3. 建物が傾斜しましたか？			
A いいえ。			
B 傾斜しているような感じがする。			
C 明らかに傾斜している。			
質問 4. 床が壊れましたか？			
A いいえ。			
B 少し傾いている。少し下がっている。			
C 大きく傾いている。大きく下がっている。			
質問 5. 柱が折れましたか？			
A いいえ。			
B コンクリートが剥がれている。			
B 大きなひびが入っている。			
B 中の鉄筋が見えている。			
C 壁が崩れている。			
質問 6. 床が壊れましたか？			
A いいえ。			
B 少し傾いている。少し下がっている。			
C 大きく傾いている。大きく下がっている。			
質問 7. 外壁タイル・モルタル・看板などが落下しましたか？			
A いいえ。			
B 落下しそう。(何が：_____)			
B 落下した。(何が：_____)(「C」の回答はありません。)			
質問 8. 天井、照明器具が落下しましたか？			
A いいえ。			
B 落下しそう。(何が：_____)			
B 落下した。(何が：_____)(「C」の回答はありません。)			
質問 9. ドア・窓などが壊れましたか？			
A いいえ。			
B ガラスが割れた。			
B 建具・ドアが動かない。(「C」の回答はありません。)			
質問 10. その他、目についた被害を記入してください。			

3. 質問 1～9 を集計してください。

集 計	A	B	C
	( _____ )	( _____ )	( _____ )

※ Cの答えが一つでもある場合は『危険』です。また、質問 1～7にBの答えがある場合は『要注意』です。避難者を建物内に入れないようにし、建築物応急危険度判定士の派遣を災害対策本部事務局に要請してください。

※ それ以外は『安全』ですが、その場合でも、状況が落ち着いたら災害対策本部事務局に要請し、建築物応急危険度判定士の判定を受けてください

様式 2

避難所 → 災害対策本部 (TEL: \_\_\_\_\_, FAX: \_\_\_\_\_)

## 避難所状況報告書(初動期用)

FAX 番号 \_\_\_\_\_

避難所名 野村中学校

TEL 番号 \_\_\_\_\_

開設日時 月 日 時 分      避難種別 勧告 指示 自主避難      閉鎖日時 月 日 時 分

第1報 (参集後すぐ)		第2報 (3時間後)		第3報 (6時間・閉鎖後)		
送信者名		送信者名		送信者名		
報告日時	月 日 時 分	報告日時	月 日 時 分	報告日時	月 日 時 分	
受診手段	FAX・電話・伝令 その他 ( )	受診手段	FAX・電話・伝令 その他 ( )	受診手段	FAX・電話・伝令 その他 ( )	
人数	約 人	人数	約 人	人数	約 人	
世帯	約 世帯	世帯	約 世帯	世帯	約 世帯	
建物安全確認	未実施・安全 ・要注意・危険	建物安全確認	未実施・安全 ・要注意・危険	建物安全確認	未実施・安全 ・要注意・危険	
周辺状況	人命救助	不要 不明 必要 (約 人)	人命救助	不要 不明 必要 (約 人)	人命救助	不要 不明 必要 (約 人)
	火災	なし・大火の危険 延焼中 (約 件)	火災	なし・大火の危険 延焼中 (約 件)	火災	なし・大火の危険 延焼中 (約 件)
	土砂崩れ	未発見・あり 警戒中	土砂崩れ	未発見・あり 警戒中	土砂崩れ	未発見・あり 警戒中
	ライフライン	断水・停電 ・電話不通	ライフライン	断水・停電 ・電話不通	ライフライン	断水・停電 ・電話不通
	道路状況	通行可・渋滞・ 片側通行・通行不可	道路状況	通行可・渋滞・ 片側通行・通行不可	道路状況	通行可・渋滞・ 片側通行・通行不可
	建物倒壊	ほとんどなし・不明 あり (約 件)	建物倒壊	ほとんどなし・不明 あり (約 件)	建物倒壊	ほとんどなし・不明 あり (約 件)
※ 第1報においては、わかるもの だけでよい。		避難者数増減見 込み	増加・減少 変化なし	避難者数増減見込 み	増加・減少 変化なし	
緊急を要する事項 (具体的に箇条書)		緊急を要する事項 (具体的に箇条書)		緊急を要する事項 (具体的に箇条書)		
参加した市担 当者数	人	参加した市担 当者数	人	参加した市担 当者数	人	
内配備先へ出 発した職員数	人	内配備先へ出 発した職員数	人	内配備先へ出 発した職員数	人	
参集した施設 管理者名		参集した施設 管理者名		参集した施設 管理者名		
災害対策本部 受信者		災害対策本部 受信者		災害対策本部 受信者		
受診番号		受診番号		受診番号		

NO. \_\_\_\_\_

(避難所名 \_\_\_\_\_ )

### 避難者名簿 (世帯単位)

所属行政区名 \_\_\_\_\_

①	世帯代表者 氏 名	℃ 体調不良	住 所				
	入所日時	年 月 日 時 分	電 話				
②	家 族	ふ り が な 氏 名	年齢	性別	要援護者	在宅避難者・帰宅困難者	
		℃ 体調不良		男女		避難区分	自主 ・ 勧告 ・ 指示
		℃ 体調不良		男女		避難理由	全壊 半壊 一部損壊 断水 停電 電話不通
		℃ 体調不良		男女			その他 { _____ }
		℃ 体調不良		男女		車 (使用者のみ)	車種： _____ 色： _____ ナンバー： _____
		℃ 体調不良		男女		親族など 連絡先	住所
		℃ 体調不良		男女			氏名
		☆ここに避難した人だけ書いてください。					電話
避難先	体育館：持参テント（あり・なし） 校舎： 階 _____ 室 持参テント（あり・なし） 屋外： 車中泊 ・ 持参テント（あり・なし）						
注意点	（ご家族に、入れ歯やめがねの不備、病気や障害などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があつたらお書きください。）						
③	ご家族の方々等への安否情報の提供、あるいは他からの問い合わせに対し、住所、氏名、性別を公表してよろしいですか？				はい いいえ		
④	退所日時	年 月 日 時 分	名簿班確認欄				
	転出先 住所 (氏名) 電話				登録		
				退所			

- ◎ 避難所での生活支援を受けるために、必ず世帯主が①、②、③欄を記入してください。
- ◎ 帰宅困難者・・・出張や旅行等で来市し、交通機関が不通のため帰宅できなくなった人。
- ◎ 在宅避難者・・・自宅に住むことはできるが、ライフラインの途絶などの理由で生活できず、避難所の施設を利用したり、食料・物資の配給などを受ける人。
- ◎ 避難所を退所するときは、④を記入してください。



## 避難所ペット登録台帳

(避難所名 : \_\_\_\_\_ )

NO.	飼 育 者	登録日 月 日	退所日 月 日	種類	性別	体格	毛色	ペット名
	氏名： 住所： 電話：	.	.		オス メス			
	氏名： 住所： 電話：	.	.		オス メス			
	氏名： 住所： 電話：	.	.		オス メス			
	氏名： 住所： 電話：	.	.		オス メス			
	氏名： 住所： 電話：	.	.		オス メス			
	氏名： 住所： 電話：	.	.		オス メス			
	氏名： 住所： 電話：	.	.		オス メス			

避難車両駐車許可証  
(野村中学校)

代表者名	
車両ナンバー	
駐車期間	～

※必ずダッシュボードの上に掲示してください

## ◎ 避難所の備蓄品



2020年11月30日 時点

野村中学校 防災倉庫 備蓄品リスト

管 理 者	西予市	
鍵 の 保 管 場 所	野村中学校 職員室 西予市危機管理課	
災 害 時 使 用 物 品 保 管 場 所	体育館横	
名 称	数 量	
発電機	1台	
投光器	2個	
簡易トイレ（テントあり）	2基 ※（便袋10枚、脱臭剤4（12回分））×2セット	
パーティション	4組×4セット（16組）	
屋内用簡易テント	4組×5セット（20組）	
ガソリン	10ℓ（携行缶入り）	

管 理 者	野村中学校	
鍵 の 保 管 場 所	野村中学校 職員室 西予市危機管理課	
災 害 時 使 用 物 品 保 管 場 所	校舎1階 救護室横	
名 称	数 量	
飲料水	2ℓ×120本	
懐中電灯	5個	
ラジオ	1個	
毛布	7枚	

※備蓄品の追加等を行った場合には項目・数量の修正を行うこと。